

在宅医療情報連携加算について

当院は、在宅医療情報連携加算体制について、以下の整備を行っています。

- 患者さん同意の上、状況に応じて以下の連携する保険医療機関・介護施設等（以下、「連携機関」という）との間において ICT ツール（のみリンク・MCS）で患者さんの診療情報等を共有して常時確認することができる、きめ細やかな連携体制をとっています。

【連携機関】

ニチイケアセンター能美、能美市寺井あんしん相談センター、杜の里 九谷、デイサービスセンター わらべ、能美訪問看護ステーション、しいの木薬局、山上歯科医院

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料
100 点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力ををお願いいたします。

寺井病院 院長 島 隆雄